



小山町デジタル地域通貨「KINCA」スタート！ この機会にぜひご登録ください



小商工第194号
令和6年11月26日

小山町商工会会員各位

小山町商工会商業部
部会長 江本 豊

小山町デジタル地域通貨「KINCA」登録店及び 2024おやまちデジタルスタンプまつり参加店の募集について

平素は、商工会事業に御指導と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

再度のご案内となりますが、現在町では、国交付金を活用し、健康マイレージ事業のデジタル化と併せてデジタル地域通貨「KINCA」を導入し、地域経済の活性化を図る事業に取り組んでおります。

全国的なキャッシュレス化・デジタル化の進展や、今後更に拡大することが予想されるインバウンドにも対応できるよう、商工会としましても積極的にこの事業に取り組み、会員の皆様の利益に繋がっていきたいと考えておりますので、添付のチラシをご参照の上、ぜひご登録いただきますようお願いいたします。

またこれに合わせ、これまで紙で実施していたスタンプラリーもデジタル方式とし、「KINCA」の登録店舗＝スタンプラリーの参加店舗として広く周知して参りますので、積極的にご参加いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、今回のスタンプラリーは、景品総額200万円を、参加者が登録店舗で使用することとなります。ぜひこの機会にご登録いただき、各店舗の売上向上にご活用ください。

記

1. 実施期間 令和7年2月3日（月）～2月28日（金）
2. 登録条件 小山町商工会会員で、小山町内の店舗及び事業所
3. 登録期間 令和6年12月25日（水）まで
4. 登録方法 別紙チラシの裏面「登録申込書」に必要事項を記載し、商工会へFAXまたは持参
FAX 0550-76-4236
5. 注意事項
 - ・12月以降、事務受託事業者であるNECから、登録案内の電話をかけさせていただく場合がありますのでご了承ください。
 - ・今年度は「紙」によるスタンプラリーは実施しませんので、ぜひこの機会に登録くださるようお願いいたします。

※ 既にお申込みいただいた方には、重ねてのご案内となりますがご容赦ください。

2024 おやまちデジタルスタンプまつり 取扱要領

1. 目的

町内外の消費者に広く買い物していただくことで、参加店の利用促進及び地域経済の活性化につなげ、物価高騰の影響を受けている町内事業者を支援するもの。

2. スケジュール

- 11月1日～25日 登録店募集（全会員対象）
12月1日～25日 登録店再募集（プレミアム商品券事業登録事業所対象）
1月15日・16日 登録店説明会（アプリ取扱い・換金方法等）
各日15:00、18:00の計4回
2月3日～28日 スタンプラリー実施
3月10日(予定) 抽選、当選者に賞品（KINCA）の付与、利用開始（利用期間＝4ヶ月）

3. 賞品 小山町デジタル地域通貨「KINCA」 総額200万円分

(1) 先着分	先着	5百円分	1,000本	50万円
(2) 抽選分	特賞	10万円分	1本	10万円
	1等	5万円分	5本	25万円
	2等	3万円分	15本	45万円
	3等	1万円分	30本	30万円
	4等	5千円分	80本	40万円
	計		1,131本	200万円

※ 先着分は、異なる3店舗を利用し、応募を完了した日時順で1,000名を当選とする

4. 当選発表

当選者には、令和7年3月上旬の抽選の結果をアプリでお知らせする。（先着分含む）

5. 取扱方法等

- (ア)参加店にQRコード（スタンプラリー及びKINCA利用QR）を配布する。
(イ)参加店は、消費者の1回のお買い物につき、上記QRコードを読み取らせる。（金額不問）
(ウ)消費者が異なる3店舗のQRコードを集めた時点で応募可能となり、応募すると集めたスタンプはクリアされる。以後この繰り返しとなる。
(エ)賞品（KINCA）の当選者にはアプリで通知し、当選金額相当分を付与する。
(オ)賞品（KINCA）の利用者は、参加店に設置するQRコードを読み取り、必要金額を支払う。
(カ)利用されたKINCAの換金方法は、商工会が月末にアプリで利用状況を把握し、翌月15日払いで参加店へ振り込む。なお、15日が休日の場合は、前営業日の支払いとする。
※参加店への振込手数料は商工会が負担する。

6. 地域通貨の使用制限（使用できないもの）

- ・商品券、回数券、ビール券、図書カード、切手、プリペイド等の換金性の高いもの
- ・株式、先物、宝くじなどの金融商品
- ・事業活動に伴う仕入れ、経費の支払いなどの業者間取引
- ・納税、公的手数料等の国や地方公共団体への支払い及び公共料金等の支払い
- ・土地・家屋購入、家賃、地代・駐車場等の不動産に関わる支払い
- ・たばこ（たばこ事業法第36条第1項により、小売定価以外による販売の禁止）
- ・町指定ごみ袋・調剤 ・その他、取扱店が特に指定するもの